

京都市立芸術大学芸術資料館運営委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成27年2月20日一部改正)

(令和3年4月1日一部改正)

(令和3年9月1日一部改正)

(令和8年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学芸術資料館規程第4条第3項の規定に基づいて、この規程を定める。

(組織)

第2条 京都市立芸術大学芸術資料館運営委員会（以下「委員会」という。）は、芸術資料館長（以下「館長」という。）及び次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 芸術資料館の教員
- (2) 美術学部の専任教員から選出された者3人
- (3) 音楽学部の専任教員から選出された者3人
- (4) 日本伝統音楽研究センターの専任教員から選出された者1人
- (5) 芸術資源研究センターの専任教員から選出された者1人
- (6) ギャラリー@KCUA 長
- (7) ギャラリー@KCUA 学芸員
- (8) 附属施設事務室附属施設事務長
- (9) その他館長が必要と認めた者

(委嘱)

第3条 前条第2号から第4号の委員は、館長の申出に基づいて、学長が委嘱する。

2 ただし、前条第1号の委員は第2号の委員を兼任することはできない。

(任期)

第4条 第2条第2号から第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(召集及び議長)

第5条 館長は、委員会を召集し、会議の議長となる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 芸術資料館の管理運営に関する重要な事項
- (2) 資料収集に関する重要な事項
- (3) 学長から館長に付議された教員の人事に関する事項
- (4) その他館長が必要と認めた事項

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者にも出席を求め、意見をきくことができる。

(部会)

第9条 議長は、本学における芸術資料館の運営方法等について具体的に検討するため、必要であると認めるときは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、第2条に掲げる委員の中から議長が選出し、構成する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、部会員の中から互選により選出し、館長が任命する。
- 5 副部会長は、部会員の中から互選により選出する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、附属施設事務室が担当する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日理事長決定）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年９月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。